

浜松市男女共同参画等推進団体の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例施行規則（平成25年浜松市規則第32号。以下「規則」という。）第5条に規定する浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（以下「センター」という。）における男女共同参画推進団体等の認定に関し必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 男女共同参画等推進団体の認定は、次に掲げる要件を満たしている団体について行うものとする。

- (1) 会則、規約等により男女共同参画又は文化芸術活動の推進を図ることを団体の目的及び主たる活動内容としていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の過半数が浜松市に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (4) 営利を目的とする団体ではないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する団体ではないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者が団体員となっている団体ではないこと。
- (8) 継続的にセンターを利用する団体であること。
- (9) 過去1年以内に第8条第1項第3号から第8号に掲げる事由による認定団体の取消を受けていないこと。

(認定)

第3条 規則第5条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した男女共同参画等推進団体認定（更新）申請書（第1号様式）に団体の会則又は規約、会員名簿、活動内容が確認できるものとして収支予算書及び活動計画書等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 団体の名称及び所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所並びに連絡先
- (4) 連絡責任者の氏名及び連絡先
- (5) 団体の目的
- (6) 主な推進目的
- (7) 活動内容
- (8) 施設利用予定
- (9) 会員数

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その認定の適否について男女共同参

画等推進団体認定（更新）結果通知書（第2号様式）により、当該申請者に申請日から30日以内に通知する。

（協力事項）

第4条 前条の規定により認定された男女共同参画等推進団体は、次に掲げる事項への参加及び協力を努めるものとする。

- (1) センターが実施する男女共同参画又は文化芸術活動の推進に関する諸事業
- (2) 前号に定めるもののほか、男女共同参画又は文化芸術活動の推進のため市長が必要と認める事項

（認定内容の変更）

第5条 第3条の規定により認定された男女共同参画等推進団体は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに男女共同参画等推進団体認定申請事項変更届（第3号様式）に市長が必要であると認める書類を添えて提出しなければならない。

2 申請内容の変更が生じたにもかかわらず、前項における届出がされないときは、申請内容に誤りがあるものとみなし、男女共同参画等推進団体としての取扱いはしない。

（認定有効期間）

第6条 男女共同参画等推進団体の認定の有効期間は5年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。

2 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の2月前から有効期間満了日までの間に、男女共同参画等推進団体認定（更新）申請書（第1号様式）を提出しなければならない。この場合においては、第3条の規定を準用する。

（認定内容の確認）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体に対し、認定内容の確認のために第3条第1項に掲げる書類の再提出を求めることができる。

- (1) 認定日以降において、1年以上の期間、センターの利用がない団体
- (2) 第3条の規定により提出された申請の内容に疑義が生じた団体

（認定団体の取消）

第8条 市長は、男女共同参画等推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条の規定による認定要件を満たさない事由が発生したとき。
- (2) 男女共同参画等推進団体認定取消願書（第4号様式）の届出があったとき。
- (3) 男女共同参画の推進又は文化芸術活動の推進を目的とした利用に著しい違反があったとき。
- (4) 規則第9条に掲げる遵守事項を守らないとき。
- (5) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (6) 第5条に掲げる認定内容の変更の届出に応じないとき。
- (7) 第7条に掲げる認定内容の確認における書類の再提出に応じないとき。
- (8) 第2条による認定を受けている団体が、自己の名義をもって、他団体にセンターを利用させたとき。

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、男女共同参画等推進団体認定取消通知書（第5

号様式)により速やかに通知するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 規則第7条第1項に規定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体は、身体障害者、知的障害者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体をいう。
- (2) 高齢者の団体は高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体をいう。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

男女共同参画等推進団体認定（更新）申請書

次のとおり男女共同参画等推進団体の認定を受けたいので、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例施行規則第5条の規定により申請します。

ふりがな 団 体 名			
住 所 (所 在 地)	〒 - (代表者の住所と同じ場合は記入不要)		
代表者氏名	電話番号		
	メールアドレス		
代表者住所 (所 在 地)	〒 -		
連絡責任者 氏 名	電話番号		
	メールアドレス		
団体の目的			
主な推進目的 (どちらかに○)	男女共同参画の推進		文化芸術活動の推進
活動内容			
施設利用予定	年 回、月 回、週 回 その他（具体的に)		
会員数	人（うち浜松市在住・在勤・在学の者 人）		

※添付書類 1. 会則又は規約 2. 会員名簿 3. 活動内容が確認できるもの(収支予算書及び活動計画書等)

【施設で受付した場合】

上記の（認定・更新）について、受付します。		
浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	館長（施設長）確認日	年 月 日

認定要件及び協力事項確認書

団体名 _____

	確認項目	チェック
認定要件 (第2条関連)	会則、規約等により男女共同参画又は文化芸術活動の推進を図ることを団体の目的及び主たる活動内容としていること。	<input type="checkbox"/>
	構成員が5人以上であること。	<input type="checkbox"/>
	構成員の過半数が浜松市に在住し、在勤し、又は在学する者であること。	<input type="checkbox"/>
	営利を目的とする団体ではないこと。	<input type="checkbox"/>
	政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体ではないこと。	<input type="checkbox"/>
	公の秩序又は善良の風俗に反する団体ではないこと。	<input type="checkbox"/>
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が団体員となっている団体ではないこと。	<input type="checkbox"/>
	継続的に浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターを利用する団体であること。	<input type="checkbox"/>
過去1年以内に要綱第8条第1項第3号から第8号*に掲げる事由による認定団体の取消を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	
(第4条関連) 協力事項	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターが実施する男女共同参画又は文化芸術活動を推進する諸事業等への参加及び協力を努めること。	<input type="checkbox"/>

※要綱第8条第1項（認定の取消事由）

- (3) 男女共同参画の推進又は文化芸術活動の推進を目的とした利用に著しい違反があったとき。
- (4) 規則第9条*に掲げる遵守事項を守らないとき。
- (5) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (6) 第5条に掲げる認定内容の変更の届出に応じないとき。
- (7) 第7条に掲げる認定内容の確認における書類の再提出に応じないとき。
- (8) 認定を受けている当該団体の名称でセンターを予約し、これを他団体に利用させたとき。

※規則第9条

- (1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長
(公印省略)

男女共同参画等推進団体認定(更新)結果通知書

年 月 日付けにて提出のあった男女共同参画等推進団体認定(更新)申請について、審査の結果、次のとおり通知します。

認定結果	可 ・ 否	
団体名		
代表者	氏名	
	住所	
	電話	
認定有効期間	年 月 日 まで	
理由 (否の場合)		

- ※1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（あて先）浜松市長

届出者 住所（所在地） _____

氏名（名称及び代表者氏名） _____

男女共同参画等推進団体認定申請事項変更届

認定を受けた男女共同参画等推進団体について、次のとおり変更したので、届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更事項	旧（変更前）	新（変更後）
ふりがな 団体名		
所在地	〒 -	〒 -
代表者氏名		
代表者住所	〒 -	〒 -
連絡先		
連絡責任者 氏名		
連絡先		
団体の目的		
推進目的	（ ）の推進	（ ）の推進
活動内容		
施設利用予定		
会員数		

添付書類

- ・ 団体の目的の変更 → 会則
- ・ 活動内容の変更 → 活動内容がわかるもの
- ・ 会員数の変更 → 会員名簿

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話

男女共同参画等推進団体認定取消願書

浜松市男女共同参画等推進団体の認定に関する要綱第8条第1項第2号の規定により、次のとおり男女共同参画等推進団体の認定取消願書を提出します。

ふりがな 団体名	
代表者氏名	
所在地	〒 ー
取消理由	

様

浜松市長
(公印省略)

男女共同参画等推進団体認定取消通知書

浜松市男女共同参画等推進団体の認定に関する要綱第8条第2項の規定により、男女共同参画等推進団体の認定を取り消し、次のとおり通知します。

団体名	
代表者氏名	
所在地	
認定取消し 年月日	
取消理由	

- ※1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。